

西尾市ごみ問題を考える市民会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、ごみの減量化及び再生資源化の推進について、広く市民の意見を聴取するため、西尾市ごみ問題を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ごみの減量に関すること。
- (2) 資源分別及び再利用に関すること。
- (3) ごみの排出マナー及び意識高揚に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ごみの減量、再資源化等の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民団体に属する者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期が終了した委員が再任を希望した場合は、引き続き委員とすることができる。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。